

「信用取引規程」新旧対照表

改定日：2019年6月17日（下線部分変更）

新	旧
<p>第 11 条（委託保証金の最低維持率）</p> <p>1.委託保証金の最低維持率は <u>20%</u>とします（以下、本項に従って算出した委託保証金の額を「最低保証金額」といいます。）。</p> <p>2.委託保証金の額が最低保証金額を下回った場合、お客様は、下回った日の翌々営業日の <u>12 時 00 分</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるかもしくは所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>3.前項に定める差入期限までに追加保証金の差し入れがない場合、もしくは所定の額以上の建玉を決済がない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様のすべての信用建玉を任意に処分することができるものとします。また、その際損失が発生しかつ不足金が発生した場合には、当社はおお客様の代用有価証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p>	<p>第 11 条（委託保証金の最低維持率）</p> <p>1.委託保証金の最低維持率は <u>25%</u>とします（以下、本項に従って算出した委託保証金の額を「最低保証金額」といいます。）。</p> <p>2.委託保証金の額が最低保証金額を下回った場合、お客様は、下回った日の翌々営業日の <u>15 時 00 分</u>までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるかもしくは所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p><u>3.前項の定めにかかわらず、委託保証金の額が建玉金額の 15% 相当額を下回った場合、お客様は下回った日の翌営業日の 15 時 00 分までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるかもしくは所定の額以上の建玉を決済するものとします。</u></p> <p>4.第 2 項及び前項に定める差入期限までに追加保証金の差し入れがない場合、もしくは所定の額以上の建玉を決済がない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様のすべての信用建玉を任意に処分することができるものとします。また、その際損失が発生しかつ不足金が発生した場合には、当社はおお客様の代用有価証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p>

新	旧
<p>4.前項に定める弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに当該残債務の弁済を行うものとします。</p> <p>5.第1項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更又は当社の判断により変更される場合があります。</p>	<p>5.前項に定める弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに当該残債務の弁済を行うものとします。</p> <p>6.第1項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更又は当社の判断により変更される場合があります。</p>

以上